# 21世紀にふさわしい福祉サービス利用制度―支援費制度がはじまります

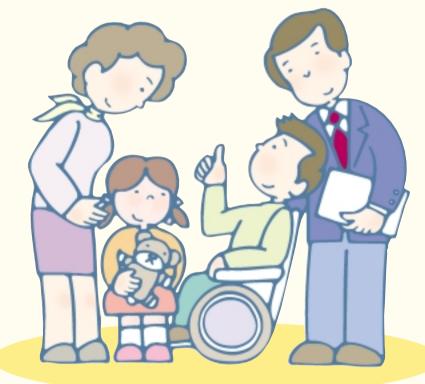


## ノーマライゼーションの実現に向けて

### ~ 自立と社会参加を促進します~

近年わが国においても、障害のある人が障害のない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が普及・定着してきました。

障害者の福祉に関して、これまでの生活支援という面だけではなく、 自立と社会参加を促進するため、 この理念の実現に向けて積極的 に取り組むことが求められています。



## 支援費制度の目指すもの

### ~ 自己決定・自己選択を尊重します~

こうした障害者福祉施策の流れの中で、 福祉サービスの利用に関して、これまでの ように行政がサービスの利用者を特定し、 サービス内容を決定する「措置制度」から、 利用者本位の考えに立つ新しい仕組み「支 援費制度」に移行することとなりました。

この新しい制度では、利用者である障害のある人が、事業者との対等な関係にもとづき、自らサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用することとなります。

これにより、障害のある人の個人としての尊厳 を重視した21世紀にふさわしい、福祉サービスの 利用制度となることを目指しています。











サービスの量の問題については、基本的には現行の措置制度と 同様に市町村において十分に配慮されるため、その低下が懸念さ れることはありません。

また質についても事業者・施設間で競争の原理が働き、それを 利用者が直接選択することで利用者本位のサービス提供が期待で きます。



支援費制度に移行することにより、 現行制度よりも負担額が増えることにはなりませんか?



支援費制度においては、利用者負担額については本人または 扶養義務者の負担能力に応じて定められます。その際、利用者 の負担が著しく増加することのないよう配慮し、設定すること としています。

# 利用者と事業者・施設、地方公共団体、国が協力して支えます



## 支援費制度の枠組み

支援費制度では、利用者とサービス提供事業者(指定事業者・施設)市町村、都道府県、国が協力してこの制度を支え

支援費制度におけるサービスの利用 や支援費の請求、支払い等の基本的な 枠組みは次のとおりです。

# 現在施設に入所している障害者についてはどうすればよいのでしょうか?

A

継続して入所するためには、支援費の支給決定を受けることが必要です。ただし平成15年4月において障害者が入所している施設については、知事の指定があったものとみなされ、当該障害者(措置制度による入所者)についても、1年間は支給決定を受けた者とみなされます。

## 関係機関の役割

利用者が安心してこの制度を利用し、 将来にわたって安定して運営されていく ために、サービス提供事業者(指定事業 者・施設)、市町村、都道府県、国はそれ ぞれ次のような役割を担っています。

#### ~関係機関の役割~

関係機関	役割
サービス提供 事業者・施設	利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、その 質の評価を行うこと等により、常に利用者の立場に立ってサービスを提供 することに努めます。
市町村	地域住民に身近な行政主体として、障害者に対する支援体制の整備に努めるとともに、利用者本位のきめ細やかな対応により支援費の支給、利用者 負担額の決定等を行います。
都道府県	市町村において制度が円滑に実施できるよう、必要な支援を行うとともに 事業者・施設の指定および指導・監督を行います。
国	制度全体の枠組みに関する諸法令の整備や、基準の設定を行う等、円滑な 制度運営を支援するとともに、財政的にも都道府県・市町村をバックアッ プしていきます。

# 支援費制度に移行することにより、重度の障害者などが 施設を利用できなくなることはありませんか?



施設・事業者の指定基準において、正当な理由がない限り利用の申し込みを拒否できないことや、市町村のあっせんまたは調整等に協力することの規定を設けています。したがって、重度の障害者などがサービスを利用できなくなるということはありません。

# まずは相談と情報 収集からスタート



# サービス利用・手続きの流れ

利用者側のアクション

市町村・事業者・施設側のアクション

支援費支給の手続きは 市町村が窓口です 支給決定は、 市町村が行います

#### 情報収集· 相談

#### 相談ができるところ

- ・市町村の窓口
- ・市町村障害者生活支援事業所の窓口
- ・障害児者 地域療育 等支援事業の窓口
- ·身体障害者相談員
- ·知的障害者相談員

等



申 請



申請は、所 定の申請書 に必要な事 項を記入す

るほか、本人および扶養義務者の利用者負担額を決定するための資料(収入・課税状況が把握できる書類等)を添付する必要があります。

# 申請内容の審査と支給決定

市町村は障害のある 人から障害の状況や 利用の意向、生活環境 などの聴き取りを経て、 その内容を勘案し、支 援費の支給と利用者 負担額を決定します。 交付される受給者証には、「支援の種類」、「支給期間」、「利用者負担額」の他、居宅支援の場合には「支給量」、施設支援の場合には「障害程度区分」

受給者証

の交付



# 利用者のための相談窓口

支援費制度でサービスを受けるためには、市町村に支援費支給の申請を行い、 支給決定を受ける必要があります。また、 実際にサービスを利用した際にはあらか じめ決められた利用者負担額を支払うこ とになっています。

そこでまず、市町村の相談窓口等で、

#### 利用の 申し込みと 契約

サービスを利用する場合には、受給者証を指定事業者・施設(都道府県知事等が指定した複数の事業者・施設の中から自分ますがある。というでは、サービスの容を確認するというで利用に関するをはびます。



#### サービス 利用









どのようなサービスがあり、どのような組み合わせで利用すればよいのか、利用者負担額がどの程度になるのか、等について情報を提供してもらったり、制度に関するいろいろな相談をすることから始めるとよいでしょう。

#### 利用者 負担額の 支払い

#### 支援費 の請求

サービスの利用者は利用者負担額を事業者・施設に直接支払います。

事業者・施設は提供したサービスについての支援費(利用者負担額を除く)を市町村に請求します。

# 支援費の支給

( サービス提供事業者・ 施設による代理受領 )

市町村は、一定の審査 後に支給額を確定し、 事業者・施設に支援費 を支払います(当該事 業者・施設が受給者に 代わって受領(代理受 領)と、その内容を受給 者本人に通知します)



# サービスの選択とその向上のために

# 支援費制度の対象となるサービス(1) 38

# 事業者・施設を自由に選択し、サービスの向上を図ります

支援費制度では、サービス利用者は都 道府県知事等が指定した複数のサービ ス提供事業者・施設の中から自ら選択し てサービスを受けることができます。

これにより障害者の自己決定が尊重され、 利用者本位のサービス提供が期待できる とともに、これまで行政からの受託者として サービスを提供していた事業者・施設も、 利用者である障害者と対等な契約関係 のもとで主体的にサービスの質の向上を 図ることが求められます。 その一方で市町村は、利用者がサービス提供事業者・施設を選択する際の手助けとなるように、十分な情報の提供や相談を受け付ける体制を整えていきます。



# サービス

サービスの選択にあたって、どのようにしたら 事業者の情報が得られるのでしょうか?



市町村の窓口や相談支援事業を活用することが考えられます。 また、社会福祉・医療事業団のWAM-NET( http://www.wam.go.jp ) においても、指定事業者の情報提供がされることとなっています。

## 対象サービスは大きく2つに分けられます

支援費制度の対象となるサービスは、 大きく分けて 施設サービス(施設訓練 等支援)と 居宅サービス(居宅生活支援)の二つに分けられ、それぞれ次に示す、 3つの法令により規定される関係の支援(現行の措置制度によりサービス提供がなされているもの)がその対象となります。

## 身体障害者関係

#### 施設訓練等支援

身体障害者更生施設

身体機能の維持・向上および日常動作能力等の治療・訓練を行う

身体障害者療護施設

常時介護を必要とする障害者が対象で、治療および養護を行う

身体障害者授産施設(小規模通所授産施設を除く)

自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練および職業の提供を行う

#### 居宅生活支援

身体障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)

居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う

身体障害者デイサービス事業

通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う

身体障害者短期入所事業(ショートステイ)

介護を行う者の疾病その他の理由により、身体障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う



# 支援費制度の対象となるサービス(2)



### 知的障害者関係

#### 施設訓練等支援

知的障害者更生施設

日常生活における自立と社会参加のための訓練を行う

知的障害者授産施設(小規模通所授産施設を除く)

自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練および職業の提供を行う 知的障害者通勤寮

就労している障害者の独立・自活に必要な助言・指導を行う

心身障害者福祉協会が設置する福祉施設

障害程度の著しい心身障害者を対象に、必要な保護および指導を行う

## 居宅生活支援 知的障害者居宅介護等事業

(ホームヘルプサービス)

居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う

知的障害者デイサービス事業

通所により創作的活動、社会適応訓練等の便宜の提供を行う

知的障害者短期入所事業(ショートステイ)

介護を行う者の疾病その他の理由により、知的障害者更生施設等に短期 間入所し、適切な支援を行う

知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)

地域において共同生活を営む知的障害者に対し、日常生活上の援助を行う

## 障害児関係

#### 居宅生活支援

児童居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)

居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う

児童デイサービス事業

通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導および訓練を

児童短期入所事業(ショートステイ)

保護者の疾病その他の理由により、児童福祉施設等に 短期間入所し、必要な支援を行う



支援費の対象とならない日常生活用具や 手話通訳事業など 現在予算措置によって実施されている事業は どうなりますか?



日常生活用具給付等事業や手話通訳事業などのように現行 の措置制度以外の仕組みによって提供されるサービスは、引 き続き現行制度により行われることとなります。